

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 7 年 12 月 26 日

厚生労働省

職業安定局雇用政策課労働移動支援室

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について、令和 7 年 11 月 4 日（火）から同年 12 月 10 日（水）まで御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	1. 助成金の支給期間を延長すると、元の企業に戻れることを期待している労働者の利益が害され、妥当でない。 2. 仮に延長するとしても、確実に労働者が元の企業に戻れることを要件とすべきである。	本助成金においては、出向終了後に出向労働者が出向元事業所に復帰することを支給要件とし、加えて、出向労働者本人が出向することに同意していることを書面で求めています。今回の延長においても当該要件に変更はなく、改めて本人の同意を確認することとしています。
2	令和 6 年能登半島地震に伴う事業活動の縮小に対応し、在籍型出向による雇用維持を支援する「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース奨励金）」の支給期間を延	1. つきまして、本助成金は、能登地域の特異な被災状況等を踏まえ、事業主が在籍型出向という雇用形態を用いて、一定期間、労働者の雇用を維持することを支援する制度であり、今般、被災地の雇用環境が平

長する本省令案について、被災地の雇用と地域経済の安定を図る観点から、一定の意義を認めます。 しかしながら、発災から１年半以上が経過した現在も、石川県では水道の断水やがれきの未撤去地域が残り、仮設住宅での避難生活が続いています。生活再建の遅れや農業などの生業の復旧、地籍調査の停滞など、長期的な課題が山積しており、雇用の安定は単なる延命措置ではなく、地域の再生と自立に向けた制度設計が求められます。 以下、具体的な意見を述べます。 1. 支援の「出口戦略」の明示と義務化を 出向期間の上限を１年から２年に延長する措置は、雇用維持に資する一方で、支援終了後の雇用構造の再構築が制度上明確にされていません。仮設住宅での生活が続く中、地域の雇用創出力を育てるには、助成金の活用が“雇用の再構築”に向けた中間支援として機能する必要があります。したがって、１年超の出向を実施する場合には、単なる届出にとどまらず、「支援終了後の雇用維持計画」の提出を義務づけることを提案します。 2. 届出制度の簡素化と周知の徹底を 制度の理解や手続きの煩雑さが障壁となり、助成対象から漏れるケースが懸念されます。特に中小企業や被災地域の事業者にとっては、行政手続きの負担が重くのしかかります。	時に復する道筋を円滑にする観点から、１年間の期間を区切って延長することとしたものです。 また、地元自治体においては、地域の再生・自立に向けた主体的な取組が行われるものであり、これと連携して支援を行ってまいります。 2. つきまして、令和７年１０月１日付けで、申請書類の項目の簡素化、添付書類の省略、２回目以降の届出の簡略化等の簡素化を実施したところです。引き続き、事業主の皆様の声聞き、必要な見直しを検討してまいります。 3. つきまして、令和６年１２月の制度創設当時、地震と豪雨災害が重なるという特異な被災状況や、地理的制約等を踏まえ対象地域を設定しており、今般の制度延長においても、引き続き同地域を対象としているところです。 本助成金の支給状況については適切に把握してまいります。 4. つきまして、石川県が独自の施策として、各種初期経費相当額を出向元事業者・出向先事業者の双方に支給する助成制度を別途実施しており、これと本助成金とを併せた効果的な支援を実施してまいります。
---	---

電子申請の導入や、出向契約時点での自動通知・リマインド機能の整備など、届出制度の簡素化と利便性向上を図るとともに、地元商工会議所やハローワークを通じた周知・伴走支援を強化することを求めます。 3. 助成金の透明化と地域格差の是正 七尾・輪島以外にも、断水や生活再建の遅れが続く地域が存在します。助成金の交付状況を定期的に公開し、地域ごとの活用実態を可視化することで、制度の公平性と信頼性を高めるとともに、必要に応じて対象地域の拡大や補完的措置の検討を行うべきです。外国人労働者支援も結構ですが、目の前で危機に瀕する方々がいることを忘れなきよう願います。 4. 出向先事業主への支援体制の強化 出向元だけでなく、受け入れ側である出向先事業主にとっても、教育・研修・調整コストが重くのしかかることがあります。出向先に対しても、研修費や受入調整費の助成、マッチング支援の強化など、実効的な支援策を併設することで、制度全体の持続可能性と効果を高めることができます。 5. 「支援の終わり」を祝える制度へ 助成金の延長は必要な措置ですが、制度の目的が「雇用の延命」ではなく、「日本の地域の再生と自立」であることを明確にし、支援の終わりを“成功”として祝えるような制度設計を強く望みます。	また、公益財団法人産業雇用安定センターにおいて、在籍型出向を活用した労働者の送り出しや受け入れを希望する事業所に対し、出張相談会等によるマッチング支援を進めているところであり、厚生労働省としても積極的に支援を行ってまいります。 5. につきまして、地元自治体においては、地域の再生・自立に向けた主体的な取組が行われるものであり、これと連携して本助成金による支援を行ってまいります。
---	--

	以上の観点から、本省令案の趣旨を支持しつつも、制度の実効性と持続可能性を高めるための改善を求めます。支援が本当に意味あるものであったと、支援する側もされる側も言えるような仕組みとなることを願っております。	
--	---	--